

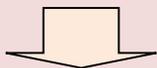
# 大阪府 「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議

労働局における石綿ばく露防止対策について  
(石綿障害予防規則の改正に向けて)

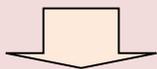
# 建築物の解体工事に係る石綿障害予防規則の措置

## 解体作業等における 事前の措置

**情報提供**  
(発注者・注文者)  
(8条、9条)



**事前調査**  
(3条)  
**作業計画**  
(4条)



労働基準監督署への  
**事前の届出**  
(5条等)

## 解体作業等における措置

○発生源対策  
・湿潤化  
(13条)

○ばく露防止対策  
・呼吸用保護具  
・保護衣  
(14条等)

○隔離  
(6条)

○立入禁止  
(7条)

## ○管理

・石綿作業主任者  
(19条、20条)

・特別教育  
(27条)

・付着物の除去  
(32条の2)

・飲食喫煙の禁止  
(33条)

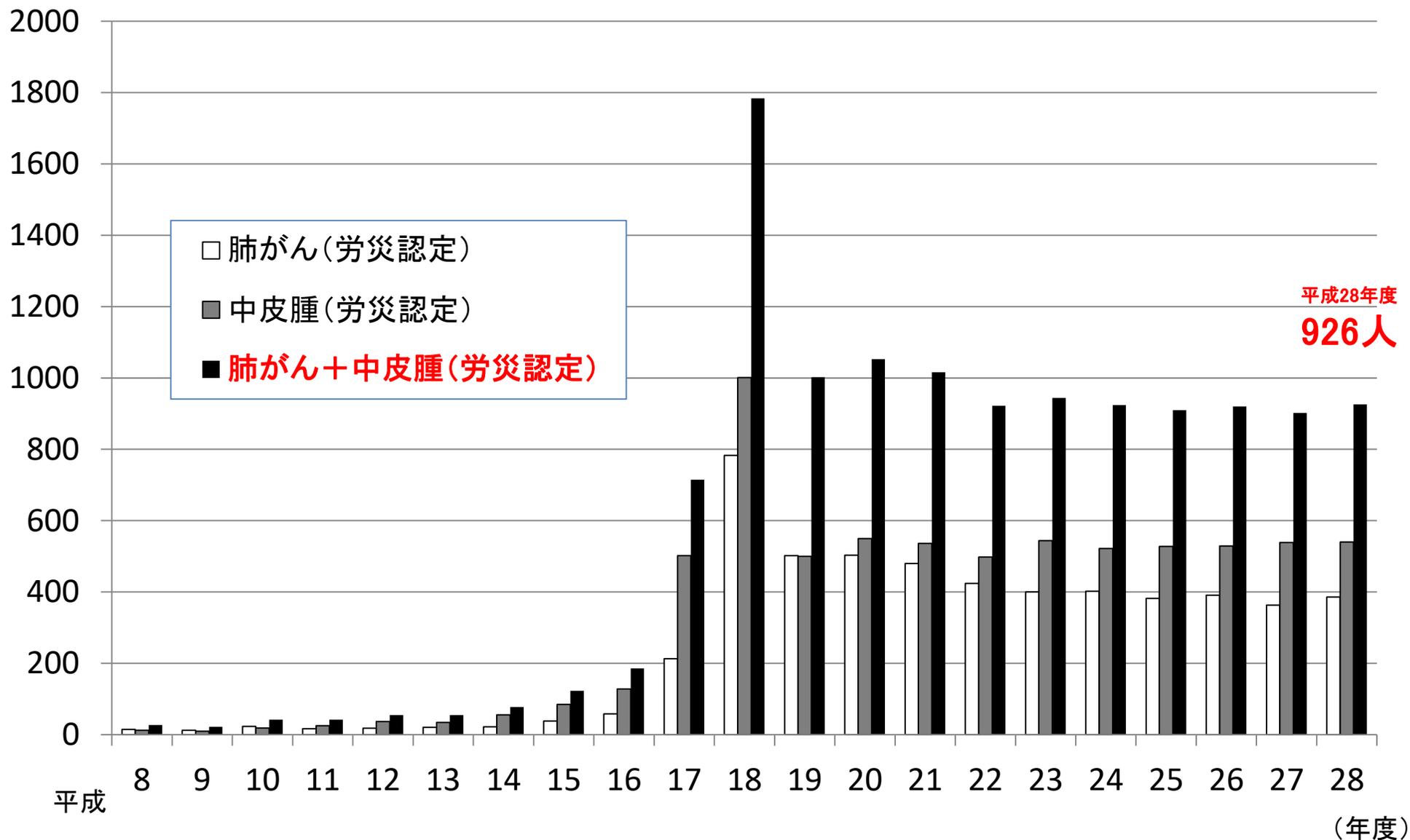
・掲示  
(34条)

・作業の記録  
(35条)

・保護具等の管理  
(46条)

○健康診断 (40条)

# 石綿関連疾患の労災補償状況の推移



※ 当該年度における労災保険法に基づく保険給付の支給決定件数。決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

※ 平成28年度は速報値

# 建築物等の解体等作業における届出対象の拡大（石綿対策の強化）

## 背景

- 1 総務省が16県を対象に、平成22年4月から平成27年7月までに行われた解体工事について、新聞情報や監督署が把握している情報を基に調査したところ、レベル1～2の石綿建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等が52件確認された。  
この52件のうち41件は、いわゆる無届事案であり、また、29件は（うち無届事案24件）は、石綿建材の使用が判明した後も、ばく露防止措置等が講じられないまま工事が進められるなどした事案であった。（平成28年5月総務省勧告）
- 2 石綿を使用する建築物の解体時期は、今後、ピークを迎えるとされている。（図1）
- 3 レベル1～2の石綿建材は、除去等も順次行われているが、その工事件数は引き続き高水準で推移しており、現在も多くの建築物のこれら建材が残っていると推測される。（図2）
- 4 川崎市では、レベル3建材に係る届出（条例）のあった全ての工事現場に立入検査を実施しており、平成26～27年度の立入検査の結果、約6割の現場でいわゆるレベル3石綿建材の把握漏れが確認されている（平成28年5月総務省勧告）。

レベル3建材規制の対象となる解体工事への立入検査件数	1,363件	100.0%
うち レベル3建材に係る届出漏れ	807件	59.2%

5 2016年(平成28年)熊本地震の被災地の解体工事は、石綿の使用量が少ないと言われる石綿木造家屋が中心であるが、石綿のある建築物は約75%にのぼり(右表)、石綿パトロールの結果、石綿を把握漏れしている事案も散見される(左表)。

個別指導・監督指導件数 (※1)	うち石綿則3条1項違反件数
840	119

※1 平成28年度において熊本地震被災地で実施した監督指導及び個別指導のうち重点対象が石綿であるもの。

石綿パトロール件数(※2)	うち石綿有
885	652 (73.7%)

※2 平成28年度における熊本地震被災地の解体工事に対する監督指導及び個別指導のうち、重点対象が石綿であるもの以外も含むなど、左表の対象と完全には一致しない。

注: 上記指導対象の多くは木造家屋やレベル3建材の現場であるが、区別して集計していないため、具体的な件数は不明。

6 平成27年度の厚労省石綿モニタリング事業では、石綿含有成形板の除去を行った、ある作業場において管理濃度の10倍以上の石綿が検出されたところである。

このように、レベル3建材であっても、石綿だと認識しないままに破碎や切断等を行い、ばく露防止措置を講じなければ、労働者が高濃度で石綿にばく露する。また、レベル3建材について、石綿の使用を把握していても、作業方法やばく露防止措置が適切で無ければ、労働者が高濃度で石綿にばく露することがある。

板表面への事前の散水だけで、破断面への散水等が行われていなかった。

破碎等に伴い発生した石綿粉じんが掃除されずに床面に堆積し、再飛散した。

(H27.11.17基安化発1117第2号)

測定箇所	気中の石綿濃度(f/L)
個人ばく露①	376.57
個人ばく露②	1979.97
個人ばく露③	2434.62
定点(作業現場内)	1604.14

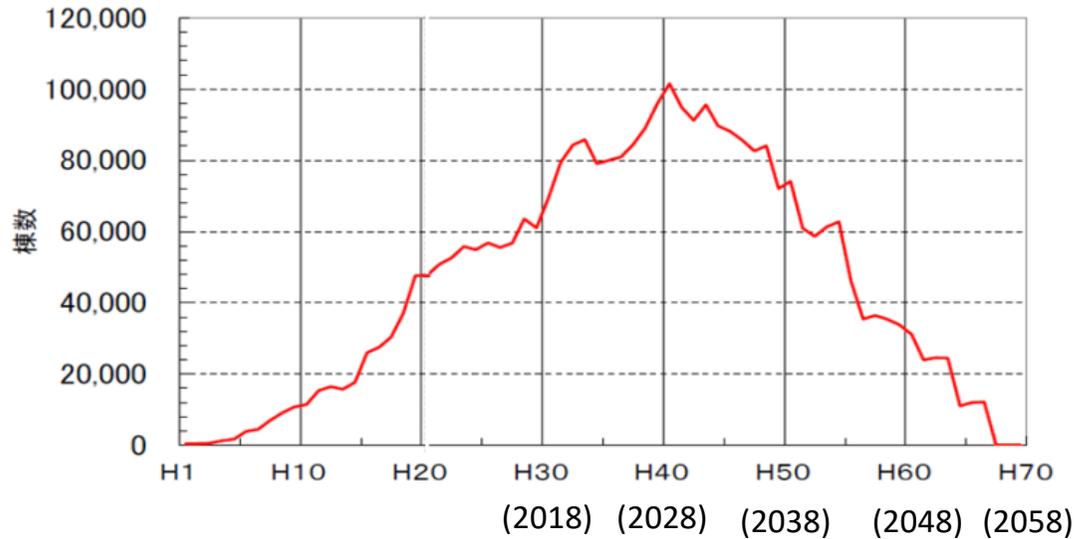
作業内容:

ケイ酸カルシウム板第1種)を壁から取り外し、湿潤化した後、手作業で約30センチメートル角に破碎する作業

注: 捕集時間90分間の平均

出典: 第15回東日本大震災アスベスト対策合同会議厚生労働省資料

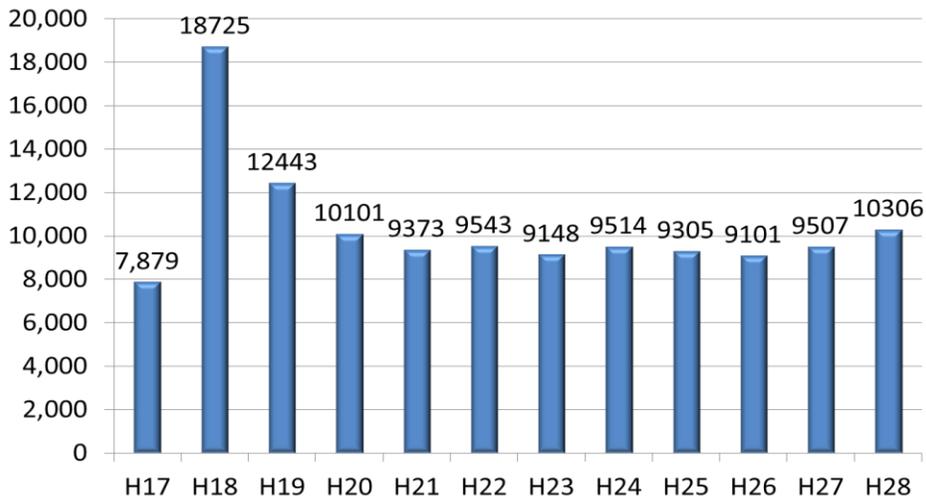
図1 石綿使用建築物の解体棟数



今後ピーク(推計)

- ※木造・戸建を除く民間建築物
- ※レベル1～3すべて含む。
- ※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(H20.4.30財務省令第32号)による耐用年数で解体されるものとした推計

図2 石綿作業の届出数



吹付石綿等の除去等件数は  
今も高水準で推移

- ※労働安全衛生法第88条に基づく計画届及び石綿障害予防規則第5条に基づく作業届の合計

現在、レベル1～2の届出は義務づけているが、レベル3や石綿なしの届出は義務づけていない。

一方で、石綿の把握漏れ防止やレベル3の作業方法の指導も重要。こうした中で、これまで、いわゆる無届事案や、いわゆるレベル3石綿建材への指導強化については、法的枠組みのない中では限界がある。



## 対応案(概要)

### ●石綿の把握漏れを指導するため、石綿則の改正を行う。

具体的には、監督署への届出対象として、現行の吹付け石綿や石綿含有保温材等の除去等(レベル1、レベル2)作業に加え、

①石綿含有成形板等(レベル3)の除去等に関する作業方法

②石綿の有無に関わらず一定規模以上の解体等作業の事前調査結果(※)

を追加する。

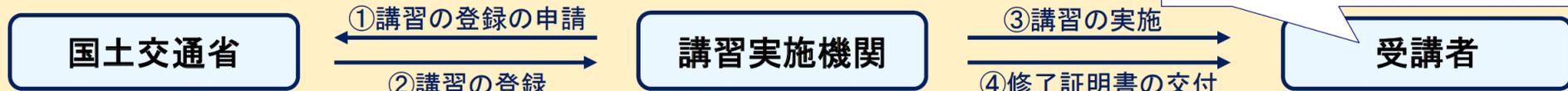
(※)現時点では、建設リサイクル法と同じ延べ床面積80㎡以上の解体工事のほか、一定の改修工事を想定している。

# 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の見直しについて

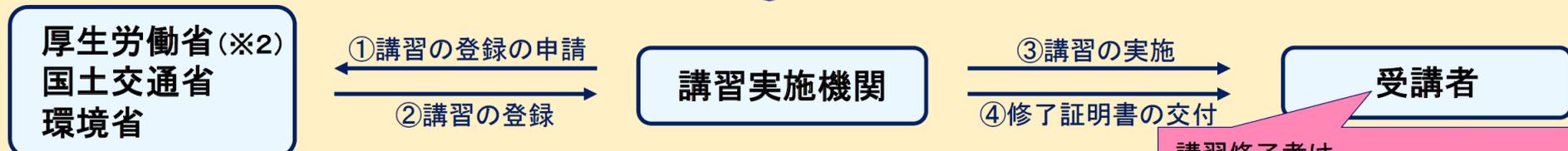
- 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。(H25国交省告示による旧制度を発展。)
- 建築に関する知識・経験を有する者のほか、新たに石綿関係作業の知識を有する石綿作業主任者も講習の受講対象とする。

## 講習の登録制度の見直し

### <旧制度(H25~H30.10.22)>



### <見直し後(H30.10.23~)>



(※1) 旧制度の建築物石綿含有建材調査者は、新制度の特定建築物石綿含有建材調査者とみなす

(※2) 登録手続きは、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施

	講習の方法	
	講義、実地研修、筆記試験及び口述試験によるコース	講義及び筆記試験によるコース
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 右記のうち、建築物石綿含有建材調査者として一定の実務経験を有する者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	建築物石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	レベル1, 2, 3(通常の使用状態の調査及び法令に基づく解体等工事の事前調査を想定)	

表中の赤字は、旧制度からの主な変更点を示す。

# 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 ワーキンググループ(第1回)

平成30年7月31日(火)

経済産業省別館 238 各省庁共用会議室

## 検討事項の概要

### I 事前調査を行う者の要件

#### 1 趣旨及び検討の方向性

現在、石綿の調査に関して、官民の複数の講習制度等がある。労働安全衛生法に基づく「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(技術上の指針公示第21号。以下「大臣指針」という。)において、事前調査は、そうした石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うよう推奨しているが、法令上の要件として定めていない。

一方で、事業者が事前調査を実施したものの、石綿含有建材を把握漏れした事案が指摘されている。

こうした事案の防止を図るため、建築物等の事前調査を行う者について、一定の要件を定めることとし、具体的内容の検討を行うものである。

#### 2 検討事項(案)

##### (1)要件の内容

###### 【論点】

- ア 事前調査を行う者に対して求める要件はどのような内容とすべきか。他分野における調査を行う専門家と一体的に育成することが効率的・効果的であることを踏まえ、新たな講習制度を活用することを検討してはどうか。その他、どのような制度をどのように活用すべきか。

##### (2)要件を必要とする解体・改修等作業の範囲等

###### 【論点】

- ア 上記アの要件を求める解体・改修等対象の範囲はどのようにすべきか。  
事前調査が義務づけられているすべての範囲

#### II 2(1)の届出の範囲

その他

- イ 上記アの要件を求める事前調査における行為はどのようなものにすべきか。  
下記Ⅲ2(1)(事前調査の方法)および(2)ウ(記録すべき主要な判断等を行った者)とあわせて検討してはどうか。

## II 事前調査結果に関する届出等

### 1 趣旨及び検討の方向性

建築物の解体等作業において、石綿含有建材の使用が判明した後も、労働基準監督署に届出を行わず、労働者の石綿ばく露防止措置が適切に講じられないまま石綿除去等作業が進められた事案が指摘されている。

こうした事案の防止を図るため、不適正な事前調査を牽制する効果が働くような枠組みとして、一定の解体・改修作業について、**石綿の有無にかかわらず、事前調査の結果の概要を労働基準監督署に届け出る仕組みを導入することが適当と考えられる。**

当該届出制度については、不適正な事前調査を牽制する観点から、

- ・幅広い範囲を対象とし、行政や事業者の実務を踏まえ、年間でおおよそ数十万件程度とするとともに、
- ・窓口での書面審査を目的とした届出ではなく、数多くの届出の中から立入り対象を抽出する目的の届出とするものとし、その具体的内容の検討を行うものである。

### 2 検討事項(案)

#### (1)届出対象の具体的な範囲

##### 【留意点】

- ・検討に当たって特に考慮すべき要素としては、①不適正な事前調査に対する牽制対象として適当か否か、②規制内容が分かりやすいものであるか否か、があるのではないか。
- ・上記①については、具体的には、石綿粉じんの発散リスクの高いもの(例:工事の規模、建材の種類)に留意すべきではないか。
- ・上記②については、具体的には、(1)労働安全衛生法令における既存の石綿に関する届出対象との包含関係、(2)他法令の届出対象との包含関係に留意すべきではないか。

##### 【論点】

ア 建築物の解体工事については、上記留意点を総合的に勘案し、例えば、**建設リサイクル法の届出対象(80㎡以上)と同様としてどうか。**

イ 労働安全衛生法令・大気汚染防止法に基づく届出範囲を包含するよう、建築物に係る吹付け材、保温材・耐火被覆材・断熱材(石綿なしの場合を含む)の除去(改造・補修を含む)・封じ込め・囲い込み作業を対象としてはどうか。

ウ ア・イ以外の工事(改修工事等)については、どのようなものを対象とすべきか。

(以下省略)

ご清聴ありがとうございました。